

理由

暴風雨の如き不況時に、頻々として勃發する罷業、又我等の力を増大せしむる組織運動に於たり其の先頭に立つて凡ゆる彈壓に抗して勇敢に戦ふ者が、労働組合運動には必要缺くべからざるものである。而してそれは組合青年の負ふべき任務である。

組織

- 一、東京鐵工組合執行委員中より青年部長を選任し各地の青年運動指導に當らしむ。
- 二、既設未設の支部聯合の青年部を充實し直ちに地方的動員を活潑ならしむ。
- 三、青年部は當面の生活權問題に活動するは勿論あく迄大衆への理論的宣傳即ち民衆主義的組合方針の理論的結成の完成を期す。
- 四、青年部に運動部、研究部を置く事。
- 五、運動部は柔道、剣道、角力等を利用して青年闘士の體力の充實をはかる事。
- 六、研究部は知識の涵養をはかる。

完全なる労働組合法獲得に關する件 提出 砂町サッシ支部

健康保康法改正促進に關する件 同

醫師會規約改正に關する件 同

健康保險醫藥分業に關する件 同

胎前産後特許法撤廢に關する件 同

最低賃金制定に關する件 同

完全なる労働組合法獲得に關する件

理由 提出 本部

第五十九議會開會に先立ち、社會局が所謂社會局案なるものを發表するや、資本家階級は労働組合に對して凡ゆる手段を以て中傷譏誚を逞く猛烈に法案撲滅運動を開始した。我等は社會局案の大修正を要求し資本家階級の反對運動に對して猛烈に闘争したる事は記憶に新たなる事である。この労働法案を中心とする労働の闘争は國內の凡ゆる階級の視聽を集め政府の態度如何とばかり注視されたのである。

然るに議政党内閣は遂に資本家の強請に抗し兼ねて法案は遂に骨抜き案となり死法となつてしまつた。

我等は本年も完全なる労働組合法獲得の爲には如何なる犠牲を拂つても資本家階級と闘争を決定する覚悟である。

決議 (第一)

我等は、政府が労働組合法制定にあたり、之に反對若くは改悪せんとする資本家階級及び其他の反對勢力の一切を排撃し、産業の如何を不問全労働者の團結權、罷業權を確保し之を妨害